

## 論点メモ

### 論点1 住居荒廃とその住人をめぐる現状と問題

- 「住居荒廃」の定義・類型化
  - ・種類（「ごみ屋敷」（持込み型・溜め込み型）、樹木の繁茂、多頭飼育・給餌）と程度
- いわゆる「ごみ屋敷」や樹木の繁茂といった住居の荒廃の実態
- 高齢者の増加と「セルフ・ネグレクト」の社会的認知度の高まり
- 空き家問題の予防としての住居荒廃対策
- 「住居荒廃」問題に対する自治体間の温度差

### 論点2 住居荒廃への対処策と課題

- 既存法に基づく対応
  - ・廃棄物処理法 →「廃棄物」への該当性判断の難しさ
  - ・道路交通法 →命令権者の警察署長（都道府県）との協力関係
  - ・消防法 →火災リスクの認定の難しさ
  - ・建築基準法 →「保安上危険な建築物等」への該当性判断の難しさ  
(当該都市自治体が建築主事を置いていない場合) 都道府県との協力関係
- 対策条例の制定
  - ・条例の制定過程
  - ・条例の類型化（法律実施条例・独立条例、目的・趣旨規定、所管部局）
  - ・対象となる住居荒廃の定義、措置内容、権限行使の要件
  - ・補助金などのインセンティブの付与
  - ・審議会といった第三者機関や専門職の活用 ←客観性・専門性・公平性の確保
- 財産権への配慮
  - ・憲法 29 条 1 項と同条 2 項にいう「公共の福祉」とのバランス
- 諸外国における法制度等
  - ・ドイツ：住宅監査法（**Wohnungsaufsichtsgesetz**）（NRW州、ヘッセン州、ベルリン市、ハンブルク市）  
『荒廃不動産（いわゆる「スクラップ不動産」）への法的対応の手引き（連邦環境・自然保護・建設・原子炉安全省 2014 年）』
  - ・フランス：「荒廃区分所有建物」（区分所有法典）
  - ・アメリカ：反溜め込み条例（**Anti-Hoarding Ordinance**）、住宅安全法

### 論点3 セルフ・ネグレクトや事理弁識能力を欠く住人への対処策と課題

- 荒廃した住居の住人が抱える課題
  - ・認知・判断力の低下、精神疾患、メンタルヘルス
  - ・身体能力の低下、身体疾患
  - ・経済的困窮
  - ・社会からの孤立（セルフ・ネグレクト）
  - ・（財産に関する）消費者被害
  - ・こだわり、プライド
  - ・課題無認識、正当化 等
- 積極的に行政サービスを利用しようとならない者への対処
  - ・人格権への配慮
  - ・行政側の能動的なアウトリーチの必要性（申請主義からの転換）
  - ・都市自治体によるアウトリーチの取組み状況と課題
  - ・法的根拠—老人福祉法、高齢者虐待防止法
- 個人情報の収集目的外利用／提供
  - ・庁内での目的外利用／提供の実態と課題
  - ・外部の関係機関との情報共有の実態と課題
- 各種制度の活用
  - ・介護保険、地域包括ケアシステム、生活保護、生活困窮者自立支援、障害者支援、コミュニティソーシャルワーカー
  - ・都市自治体における取組み状況と課題
  - ・切れ目のない支援体制の構築  
（・法改正の必要）
- 都市自治体による成年後見制度の積極的な利活用の促進
  - ・成年後見等開始の市町村長申立て
  - ・「市民後見人」の育成及び活用
- 地域コミュニティや福祉関係団体との協力関係の構築
  - ・自治会などの地域コミュニティによる見守り・支援
- 事理弁識能力を欠く者に対する、罰則や氏名公表といった不利益的措置の妥当性
- 諸外国における取組み
  - ・イギリス：成年後見法（the Mental Capacity Act 2005 in the UK）
  - ・ドイツ：世話法（Betreuungsgesetz）（社会都市、コミュニティマネジメント）
  - ・アメリカ：成人保護機関（Adult Protective Services）による支援

#### 論点4 住居荒廃とその住人への総合的な対応策（政策法務、地域福祉）の可能性

##### ○対物的措置と对人的措置の総合的な対応策

- ・「住居荒廃」の種類と程度及びその住人のタイプに応じた対処法のあり方（マニュアル化、支援の必要性に応じた順位付け）
- ・強制的措置と福祉的支援のバランス
- ・根本的な問題解決のための方策
- ・“解決”の判断基準とその後の見守り期間の設定
- ・住居荒廃とその住人の両方にアプローチする施策の必要性
- ・課題を抱える住人に対して、支援・サポートを行うことの重要性
- ・事理弁識能力を欠く、あるいは対応・支援を拒否する住人を念頭に置いた制度設計
- ・周辺住民とのコミュニケーション

##### ○総合的な対応のための体制づくり

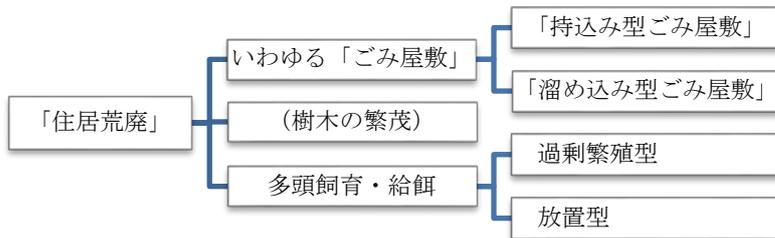
- ・庁内間連携（環境部局・福祉部局・健康部局・建築部局・住宅部局・地域部局間の連絡調整）
- ・地域コミュニティとの連携・役割分担（自治会・社会福祉協議会・協議会型住民自治組織・NPO）
- ・個人情報収集目的外利用／提供のあり方

##### ○現行法制のもとでの条例立案や施策実施の限界

- ・法改正や新規立法を必要とする事項

【参考】「住居荒廃」の種類・程度及びその住人の類型化(案)

①「住居荒廃」の種類



②発生理由 (第2回研究会中濱委員提供資料より)

①体力・気力の衰え(加齢や抑うつ, セルフケア能力の衰え 等)	<b>疾病</b> (認知症, 統合失調症等) <b>障害</b> (精神, 知的, 身体)(発達障害を疑うような行動や考え方の偏り, こだわりなどの傾向) <b>があることも。</b>
②収集(仕事, 収集癖, 強迫行動, 買い物依存 等)	
③溜め込み(もったいない, 思い出の品 等)	
④整理・廃棄が苦手(分別できない, ごみの出し方が分からない, 優先順位の付け方が独特, 片付けまでの自分なりのプロセスがある, 計画が壮大で着手までに至らない 等)	
⑤家族構成の変化(死別・離別・子の独立, 絶縁状態 等)	
⑥キャパシティオーバー(育児・介護・仕事の過重負担, 愛玩動物の多頭飼育 等)	
⑦その他(清潔観念がない, 問題意識がない, ごみの出し方を注意され不安 等)	

③住人が抱えている課題

- 身体能力の低下、身体障害、身体疾患
  - 判断力の低下、認知症
  - 精神障害、精神疾患 (例/統合失調症、うつ病)
  - 知的障害
  - 発達障害
  - アルコール関連問題
  - 本人の気兼ね、プライド
  - 経済的困窮
  - 消費者被害・経済的虐待
  - 身体的・心理的虐待、ネグレクト
  - 家族や地域からの孤立
  - ライフイベント (例/家族の死亡、失業)
- } 個体要因  
 } 社会環境要因